

## ○土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）（抄）

### （事業の説明）

**第 15 条の 14** 起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。

### （事業の認定）

**第 16 条** 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第 3 条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

### （事業の認定に関する処分を行う機関）

**第 17 条①** 事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。

- 一 国又は都道府県が起業者である事業
- 二～三 （略）
- 四 前 3 号に掲げる事業に係る関連事業

② 事業が前項各号の一に掲げるもの以外のものであるときは、起業地を管轄する都道府県知事が事業の認定に関する処分を行う。

③ （略）

### （事業認定申請書）

**第 18 条** 起業者は、第 16 条の規定による事業の認定を受けようとするときは、国土交通省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した事業認定申請書を、前条第 1 項又は第 27 条第 1 項の場合においては国土交通大臣に、前条第 2 項の場合においては都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 起業者の名称
- 二 事業の種類
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地
- 四 事業の認定を申請する理由

② 前項の申請書には、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 起業地及び事業計画を表示する図面
- 三 事業が関連事業に係るものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面

四～七 （略）

③ （略）

④ 第 1 項第 3 号及び第 2 項第 2 号に規定する起業地の表示は、土地所有者及び関係人が

自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものでなければならぬ。

#### (事業の認定の要件)

**第 20 条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

- 一 事業が第 3 条各号の一に掲げるものに関するものであること。
- 二 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- 三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
- 四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

#### (専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取)

**第 22 条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業の事業計画について専門的学識又は経験を有する者の意見を求めることができる。

#### (公聴会)

**第 23 条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において、当該事業の認定について利害関係を有する者から次条第 2 項の縦覧期間内に国土交通省令で定めるところにより公聴会を開催すべき旨の請求があったときその他必要があると認めるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。

②～③ (略)

#### (事業認定申請書の送付及び縦覧)

**第 24 条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、申請に係る事業が第 20 条に規定する要件に該当しないことが明らかである場合を除き、起業地が所在する市町村の長に対して事業認定申請書及びその添付書類のうち当該市町村に関係のある部分の写を送付しなければならない。

② 市町村長が前項の書類を受け取ったときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類及び起業地を公告し、公告の日から 2 週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

③～⑥ (略)

#### (利害関係人の意見書の提出)

**第 25 条** 前条第 2 項の規定による公告があったときは、事業の認定について利害関係を有する者は、同項の縦覧期間内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

② (略)

#### (社会資本整備審議会等の意見の聴取)

**第 25 条の 2①** 国土交通大臣は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。ただし、第 24 条第 2 項の縦覧期間内に前条第 1 項の意見書(国土交通大臣が、事業の認定をしようとする場合にあっては事業の認定をすることについて異議がある旨の意見が記載された

もの)に限り、事業の認定を拒否しようとする場合にあっては事業の認定をすべき旨の意見が記載されたものに限る。)の提出がなかった場合においては、この限りでない。

- ② 都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ第 34 条の 7 第 1 項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。ただし、第 24 条第 2 項の縦覧期間内に前条第 1 項の意見書(都道府県知事が、事業の認定をしようとする場合にあっては事業の認定をすることについて異議がある旨の意見が記載されたもの)に限り、事業の認定を拒否しようとする場合にあっては事業の認定をすべき旨の意見が記載されたものに限る。)の提出がなかった場合においては、この限りでない。

#### (事業の認定の告示)

**第 26 条①** 国土交通大臣又は都道府県知事は、第 20 条の規定によって事業の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知するとともに、起業者の名称、事業の種類、起業地、事業の認定をした理由及び次条の規定による図面の縦覧場所を国土交通大臣にあっては官報で、都道府県知事にあっては都道府県知事が定める方法で告示しなければならない。

②～③ (略)

④ 事業の認定は、第 1 項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。

#### (起業地を表示する図面の長期縦覧)

**第 26 条の 2①** 国土交通大臣又は都道府県知事は、第 20 条の規定によって事業の認定をしたときは、直ちに、起業地が所在する市町村の長にその旨を通知しなければならない。

② 市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、第 24 条第 1 項の規定により送付を受けた起業地を表示する図面を、事業の認定が効力を失う日……まで公衆の縦覧に供しなければならない。

③ (略)

#### (事業の認定の拒否)

**第 28 条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知しなければならない。

#### (補償等について周知させるための措置)

**第 28 条の 2** 起業者は、第 26 条第 1 項の規定による事業の認定の告示があったときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、土地所有者及び関係人が受けることができる補償その他国土交通省令で定める事項について、土地所有者及び関係人に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

#### (事業の認定の失効)

**第 29 条** 起業者が第 26 条第 1 項の規定による事業の認定の告示があった日から 1 年以内に第 39 条第 1 項の規定による取用又は使用の裁決の申請をしないときは、事業の認定は、期間満了の日の翌日から将来に向って、その効力を失う。

② (略)

(都道府県知事が事業の認定に関する処分を行うに際して意見を聴く審議会等)

第 34 条の 7① 都道府県に、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置く。

② (略)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)(抄)

(産業廃棄物処理施設)

第 15 条① 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

② 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三 産業廃棄物処理施設の種類

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

五 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)

六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画

九 その他環境省令で定める事項

③ 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。(以下略)

④ 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)について第 1 項の許可の申請があった場合には、遅滞なく、第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類(……)を当該告示の日から 1 月間公衆の縦覧に供しなければならない。

⑤ 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かななければならない。

⑥ 第 4 項の規定による告示があったときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日ま

で、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

**(許可の基準等)**

**第 15 条の 2①** 都道府県知事は、前条第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること

二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

② 都道府県知事は、前条第 1 項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設の設置によって、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難となると認めるときは、同項の許可をしないことができる。

③ 都道府県知事は、前条第 1 項の許可（同条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第 1 項第 2 号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

④～⑤ (略)